

平成 28 年 10 月 11 日

各位

生命保険の代理店手数料の開示等について

東和銀行（頭取 吉永 國光）は、お客さまにより適切な商品選択を行っていただけるよう、平成 28 年 11 月 1 日（火）より、下記の実施を開始いたします。

記

1. 保険代理店手数料のお客さまへの開示

生命保険のうち特定保険（※）について、当行が保険会社から受領する代理店手数料を、保険会社の同意を前提に、お客さまに対して自主的に開示することといたします。

なお、保険代理店手数料は、保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありません。

※ 特定保険とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能付保険等の市場変動により資産価値が変動する保険商品です。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行では、お客さまの資産形成・運用サポートに向けた取組みを強化するため、代理店手数料の受領方法についても契約時に一括して受領する方式から、募集時のコンサルティング等の対価として保険会社より受領する「販売手数料」と、アフターフォロー等の対価として契約期間中に保険会社から定期的に受領する「継続手数料」に分けて受領する方式に変更いたします。

当行は、これからも地域金融機関として、お客様本意でお客様目線の金融サービスの提供を行ってまいります。

以 上